

お待たせしました。開催延期しておりました民法改正セミナーのご案内です。

## 改正民法と契約書作成の留意点

120年ぶりの大幅改正となった民法(債権関係)が4月1日に施行されました。企業や消費者の契約ルールが変わることで、契約書の見直しが必要です。

本セミナーでは、改正民法のポイントを、契約書作成の実務(売買・業務委託契約など)にスポットを当てて、身近な具体例を交えながら晝間弁護士より解説していただきます。皆様、奮ってご参加ください。

### 講演内容

1. はじめに～改正民法概要
2. 改正民法が契約内容に及ぼす影響
  - ① 口頭での内容確認や受発注書の交換のみで成立する契約の限界と危険性(損害賠償リスク)
  - ② 契約締結から履行までの間の様々なトラブルと対処(締結、内容変更、契約不適合、代金支払い)
3. 改正民法の内容を反映した契約書の作成～自社に有利な(少なくとも不利でない)契約をするために
  - ① 一般的契約条項の検討
  - ② 具体的契約条項の検討



### 講師

晝間法律事務所 所長  
弁護士 晝間 光雄氏

講師プロフィール

1962年生まれ。1985年 中央大学法学部・法律学科卒。1986年 司法試験合格。

1989年 弁護士登録／東京弁護士会所属。

2008～2012年 東京簡易裁判所にて非常勤裁判官を務める。

2019年～ 東京地方裁判所にて鑑定委員を務める。

**専門分野** 各種契約書作成・締結交渉。不動産に関する各種法律問題。相続をめぐる問題。

債権回収。破産・債務整理。

日時

2020年6月8日(月)  
15:00-17:00 (受付14:30)

会場

投資育成ビル8Fホール  
東京都渋谷区渋谷3-29-22

参加費

無料 (定員50名)

本セミナーは投資先企業以外の一般企業の皆様もお申し込みいただけます。

## ■ セミナー会場

### 投資育成ビル 8階ホール

住所：東京都渋谷区渋谷3-29-22  
JR渋谷駅 新南口出口 徒歩1分  
(埼京線ホーム恵比寿寄り)

地図：弊社ホームページ「アクセス」参照  
<https://www.sbic.co.jp/company/access/>

右のQRコードもご利用ください。

TEL：03-3499-0755



## ■ お申し込み方法

**お申し込み締め切り：6月5日（金）**

**お申し込み方法：弊社ホームページよりお申し込みください。**

以下の弊社ホームページのセミナー一覧より、本セミナーを選択し、お手続きをお願いいたします。

<https://www.sbic.co.jp/seminar/>

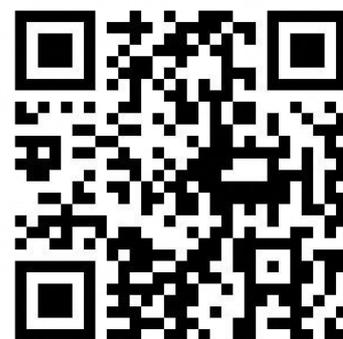
※本セミナーには受講票はございません。定員超過などお受付できない場合のみご連絡します。

※天災およびその他やむを得ない事情等によりセミナーの開催を延期・中止させていただく場合がございます。

※最新の開催状況につきましては、弊社ホームページのセミナー一覧 (<https://www.sbic.co.jp/seminar/>) よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

右のQRコードからでもお申し込みいただけます。

(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)



## ■ お問い合わせ

東京中小企業投資育成(株)ビジネスサポート部 須永 (TEL 03-3499-0755)

### 【個人情報の取り扱いについて】

ご記入いただきました個人情報は、参加者名簿として、またセミナーの企画・運営・実施のため使用する他、関連するアフターサービス、必要な情報の提供及び投資育成制度に関する各種ご案内のために使用します。